

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	小児慢性特定疾病医療費支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小児慢性特定疾病医療費支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

広島市長

## 公表日

令和8年3月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費支給に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費に関する事務であって、小児慢性特定疾病医療費の支給認定、支給認定の変更、支給認定の取消、並びに小児慢性特定疾病医療費の支給事務。
③システムの名称	小児慢性特定疾病管理システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病受給者管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表 第8の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第7条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号利用法第19条第9号 別表 第9の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表主務省令」という。) 第8条 【情報提供】 番号利用法第19条第9号 別表 第26、56の2、87、120の項 別表主務省令 第19条、第30条、第44条、第59条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来局こども青少年支援部
②所属長の役職名	母子保健担当課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒730-0051 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 広島市公文書館 TEL082-243-2583

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市子ども未来局子ども青少年支援部 TEL082-504-2623 FAX082-504-2727
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ○ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者の適切な監督を行っており、研修に参加しているため	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者の適切な監督を行っており、研修に参加しているため	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第一 第7の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第一 第7の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	
平成28年9月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年9月30日時点	平成28年8月31日時点	事後	
平成28年9月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年9月30日時点	平成28年8月31日時点	事後	
平成29年8月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 番号利用法第19条第7号 別表第二 第26、56の2、87、120の項 別表第二主務省令 第19条、第44条 ※番号利用法別表第二 第56の2、120の項に係る主務省令は未制定。	【情報提供】 番号利用法第19条第7号 別表第二 第26、56の2、87、120の項 別表第二主務省令 第19条、第30条、第44条、第59条の3	事後	
平成29年8月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年8月31日時点	平成29年8月22日時点	事後	
平成29年8月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年8月31日時点	平成29年8月22日時点	事後	
平成30年8月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月22日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成30年8月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月22日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成31年2月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月14日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年2月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年2月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年11月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年11月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年11月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号利用法第19条第9号 【情報提供】 番号利用法第19条第9号	【情報照会】 番号利用法第19条第9号 【情報提供】 番号利用法第19条第9号	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年3月24日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	こども・家庭支援課長	母子保健担当課長	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年3月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年10月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和8年3月18日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署名	こども・家庭支援課	こども青少年支援部	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月18日	8 特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	こども・家庭支援課	こども青少年支援部	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和8年3月18日	II しきい値判断項目 1.対象人数 3.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和8年3月18日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第一 第7の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表 第8の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和8年3月18日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報提供】 番号利用法第19条第9号 別表第二 第26、56の2、87、120の項	【情報提供】 番号利用法第19条第9号 別表 第26、56の2、87、120の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。